笛吹川地区活性化計画

世紀を

平成21年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 笛吹川地区活性化計画

目 標:(3)

自然・資源循環活用施設の整備により、農村地域の低炭素化社会実施における地域振興と、都市住民との交流の促進による地域活性化を図る。具体的な数値目標として、計画期間内に自然・資源循環活用施設の整備により生じる環境保全の取り組みが6回増加する事を目指す。また、都市との交流、による農業者の流出抑制、農家と地域住民の農村資源の管理・保全を通じた交流による定住の促進を図ることにより、都市農村交流者数の増加を目指す事とし計画期間内で交流人口1,200人の増加を目指す。

山梨県は、平成21年4月に策定した「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき「CO2ゼロやまなし」の実現を目指して取り組みを始めている。短期的(2012年)には京都議定書の6%削減に貢献するため2012年までに2005年比29.1%の削減(2,095年:-CO2)を図ることを目標としている。中期的(2020年)には本県の恵まれた自然環境を活かした太陽光発電、小水力発電などの新エネルギー、省エネ技術の普及促進を図りつつ、長期的(2050年)には「CO2ゼロやまなし」を目指すこととしている。

また当該地区がある山梨市においても平成18年2月に「地域新エネルギービジョン」を策定、平成19年2月には「山梨市次世代エネルギーパーク構想」を策定するなど積極的にCO2削減に向けた取り組みを行っている。

今回、恵まれた農村資源を活用した、太陽光発電施設の整備を進め、農村地域の低炭素化社会実現を図る。太陽光発電施設の整備を契機に環境に優しいむらづくりを進め、環境学習の場として太陽光施設を活用する事により小中学生などを対象とした環境学習等の取組を活発化させて行く。

農村地域の低炭素社会の実現に向けて行政と住民が一体となった環境創造活動やカーボンオフセットなどの取り組みを増やしてゆくことで地域住民同士の交流を始めとして地域間交流や都市と 農村との交流へと発展してゆくことを目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

山梨市・笛吹川地区は、山梨県の北東部、甲府盆地の東部に位置し、笛吹川沿いのなだらかな斜面や南部の平坦地を利用した果樹地帯である。恵まれた農地と笛吹畑かんによるかんがい用水を利用して、特産品である桃、ぶどうなどの果樹栽培が行われている、しかし、農家の高齢化・後継者不足が進んでいるため、担い手への農地集積や作業効率の向上、品質と生産性の向上が必要となっていることから、有機質肥料栽培や低農薬栽培などによる作物の品質と安全性の確保を図るとともに、有機栽培による果樹のブランド化、観光農園等による都市住民との交流を通じた地域の活性化に取り組んでいる。さらに、中核的担い手となる農業後継者の育成、新規就労者への支援など担い手対策、兼業・高齢農業者等についても、良質な巨峰・桃の生産・販売を目指し、講習会等を行うことにより、農業の活性化及び農業所得の増大を図ろうとしている。

現状と課題

笛吹川地区は果樹栽培(桃・ぶどう)を中心とした農業を生活基盤としてきたが、農家の高齢化や後継者不足等により地域農業を守ることがままならない状態となっており、農村の活力が低下している。この状況をかんがみ、地域間や都市との交流を通じて農業と農村の活性化をいかに図っていくかが課題となっている。

また、農村地域の低炭素の実現に向け、いかに行政と地域住民や都市住民が一体となった環境保全活動を推進し、安心、安全な農業・農村を実現していくかが課題である。

今後の展開方向等(4)

全国でも有数の日照時間を誇る山梨県の気象条件を有効に活用した太陽光発電施設の整備を契機に、地域の子どもたちへの環境学習の場を提供して環境保全の意識の向上を図るとともに、行政と住民が一体となった環境保全活動やカーボンオフセットなどの取り組みを通じて、住民同士の交流をはじめ地域間交流や都市と農村の交流を積極的に展開して、農業・農村の活性化を図っていく。

また、太陽光発電による農業関連施設等への電力供給により、維持管理費などの農家負担の軽減を図っていく。

(記入要領)

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて 具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体		法第5条第2項第 3号イ·ロ·八·ニ の別(3)	備考
山梨市	笛吹川地区	地域資源循環活用施設(自然·資源活用施設)	山梨県	有		

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

【記入要領】

- 1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について 記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・二の別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・二のいずれかを記載する。
- 4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

笛吹川地区(山梨県山梨市)	区域面積 (2) 5300
区域設定の考え方 (3) 法第3条第1号関係:	当該区域の総面積 5300haのうち農林地面積は3578haで 68%を占め、地区世帯の32%が農業に従事している。
法第3条第2号関係:	地域間交流を促進することが、笛吹川地区おいて農村の活性化に必要不可欠である。 これまで当地域では自然・資源活用施設を利用した地域間交流はされておらず、施設整備をすることにより地域のCO2排出量削減が図れるだけでなく、地域の自然環境の保全や、更に地域間交流に伴うことにより地域の活性化の効果が大きく期待できるため。
	農家人口の減少7,238(H14センサス) 5,830(H15センサス) 高齢化率34%と高率であり、地域活性化のためには交流促進が必要不可欠である。
法第3条第3号関係:	本地区は農村地域を対象に区域設定されており市街地を形成している区域及び都市計画法に基づく用途地域は含んでいない。

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

計画終了年度に、地域間交流の促進に資する太陽光発電施設を活用した、市内の各小学校による環境学習の取り組み状況を山梨市が集計し、山梨県によって取り組み内容の検証を行う。

交流促進については、環境保全に関する研修や各種保全活動を通じて本地区を訪れる交流者数を山梨市によって集計を行い検証する。

検証結果については、山梨県の農業関係有識者において評価を行うとともに、結果を公表する。